平成２１年（フ）第４５４号
さいたま市緑区大字中尾2018番地７
破産者　鈴木まり子
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
埼玉県戸田市喜沢２丁目33番地の６サムズワン308号室
破産者　畑野　和久
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
埼玉県戸田市喜沢２丁目33番地の６サムズワン308号室
破産者　畑野　悦子
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
埼玉県所沢市東所沢２丁目７番地の７　グランドフォードマンション211、破産手続開始時の住所埼玉県新座市野寺４丁目11番35号
破産者　新島　　裕
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４５号
埼玉県新座市新座３丁目４番４―501号
破産者　五月女　徹
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第６５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2071番地
破産者　サンフルこと　古畑　新藏
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成１９年（フ）第３１６号
滋賀県大津市石山寺５丁目９番５号　メゾン野々宮305
破産者　矢田　嘉彦
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第２２９号
滋賀県犬上郡甲良町大字長寺375番地５
破産者　池田　幸一
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第５９号
滋賀県東近江市石谷町528番地11
破産者　大河原美代子（旧姓鎌田）
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第１３８４号
大阪市淀川区東三国３丁目１番１―1301号
破産者　梶原　織恵
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８４８３号
大阪府高槻市庄所町15番７号
破産者　檜村すみ子
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４７２号
大阪市生野区小路東４丁目16番１号
破産者　石川　茂樹
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０２４号
大阪府吹田市南金田２丁目４番１―601号
破産者　若林　俊次
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１００号
大阪市中央区松屋町２番10―402号
破産者　森岡　茂宏
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１３１号
大阪市淀川区加島３丁目中７番25号立光ロイヤルステージ901号
破産者　山本　　昇
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２４４号
大阪市福島区海老江１丁目11番１―1317号
破産者　東山　晋也
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２５８号
大阪府堺市中区大野芝町161番地36
破産者　余語　春美
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３１６号
奈良県生駒市萩の台４丁目５番19号、開始決定時の住所兵庫県西宮市段上町３丁目２番17号
破産者　山本　　孝
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３１７号
奈良県生駒市萩の台４丁目５番19号、開始決定時の住所兵庫県西宮市段上町３丁目２番17号
破産者　山本　秀美
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部